

第 1 章

史跡狭山池保存活用計画策定の経緯と目的

01

第 1 節 計画策定に至る背景と目的	03 - 06
第 2 節 計画の対象範囲	07 - 08
第 3 節 計画策定の経緯と計画の実施	08 - 15
第 4 節 他計画との関係	16 - 20

第1節 計画策定に至る背景と目的

1. 保存活用計画策定の背景

狭山池は、大阪府南部に位置する大阪狭山市の中央部に位置し、今から1400年前の飛鳥時代に築造された現存する日本最古の灌漑用の溜め池である。南河内の平野を潤すことを目的に、丘陵間の水の流れる谷を堰き止め築造された。1400年もの間、大小の改修を繰り返し、現在も灌漑用水を供給し続けている狭山池は、平成27年(2015)3月10日に、わが国古代以来の土木技術を理解する上で重要であり、現在も利用が継続している貴重な事例として、国の史跡に指定された。

狭山池の築造に関わる確実な記録は、8世紀の『日本書紀』の記述が初見となる。その後、奈良時代の行基、鎌倉時代初頭の重源、慶長13年(1608)の片桐且元など、歴史上の人物により狭山池の改修が繰り返されたことが記録に残る。

近代以降も灌漑用水として利用が続き、大正末年・昭和元年(1926)には、近代的な取排水施設を整備する改修(以下、「大正・昭和の改修」という)が行われた。また昭和63年(1988)から平成14年(2002)には、治水機能を強化するダム化の大改修が行われ現在に至る(以下、「平成の改修」という)。平成の改修以降、狭山池は治水機能を備えた「狭山池ダム」として管理され、また、ダム化工事に伴う公園整備により、人々の憩いの場として、春には桜の名所としてにぎわいをみせている。

平成の改修では、本市名誉市民の考古学者・末永雅雄博士の指導のもと、総合的な文化財調査を実施し、多くの成果を得た。大規模な発掘調査の結果、敷粗朶工法(敷葉工法。以下「敷葉工法」という)を残す飛鳥時代及び奈良時代の堤や、鎌倉時代から近世・近現代までの盛土等を検出、堤断面の層序と出土木樋等の遺物の発見、文献史料の調査から、それらの改修の履歴が判明した。

特に北堤から出土したコウヤマキ製の下層束樋の樋管は、年輪年代法を用いた調査により、推古天皇24年(616)の伐採と判明し、狭山池築造が飛鳥時代に遡ることが証明された。また、重源による狭山池の改修を記録した石碑(以下、「重源狭山池改修碑」という)も出土し、鎌倉時代の重源による狭山池改修が裏付けられた。これらの出土品をはじめとした文化財は、狭山池のサイトミュージアムとして平成13年(2001)に開館した大阪府立狭山池博物館内に展示保管されている。

平成の改修から十数年を経て、狭山池の歴史的価値は再認識され、日本にとって極めて貴重な文化遺産として、池本体は国史跡に、出土遺物の多くは国重要文化財の指定を受けた。

大阪狭山市教育委員会では、このような歴史を持つ貴重な文化遺産「狭山池」を後世に守り伝えるために、学術的な検討を行い歴史的価値を整理し、歴史的景観を含めて、保存管理を行うための具体的な方針を示すとともに、市民・国民の財産となる整備活用につなげることを目的として、本計画を策定することとした。

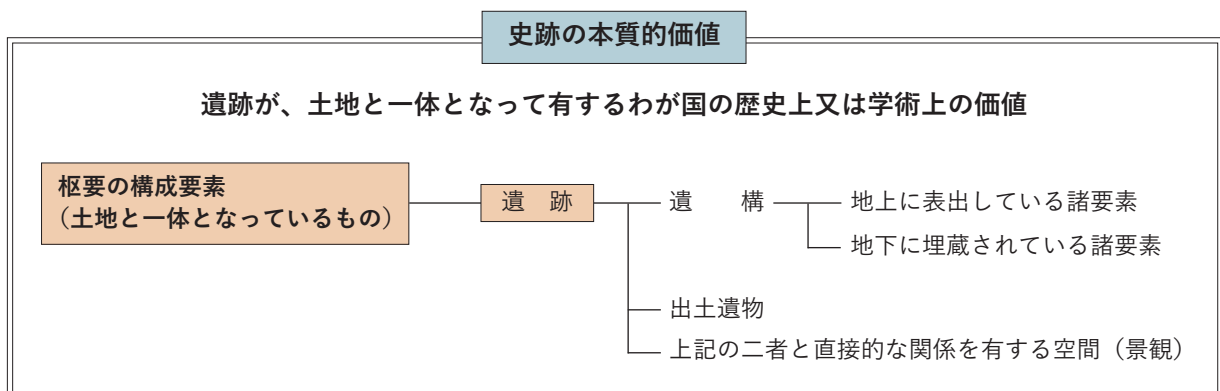


大阪府の史跡名勝であった事を伝える記念碑

2. 保存活用計画における史跡狭山池の本質的価値

史跡の保存とは、史跡の持つ本質的な価値を明確に把握し、それを将来に継承することを意味する。史跡の保存と活用を考える上でも、史跡の本質的価値を構成する要素を適切に定義し、それを把握することが重要となる。

史跡の本質的価値は「土地に存在する遺跡が、土地と一体となって有する我が国の歴史上又は学術上の価値」とされており（『史跡等整備のてびき』〔文化庁文化財部記念物課、（株）同成社、2005年〕）、史跡の種別や性質、立地条件などにより様々であり、史跡毎に大きく異なる。ここでいう「遺跡」とは、過去の人びとの活動の直接的な記録、人びとが土地に刻んだ何らかの営為の痕跡である「遺構」と、そこから見つかった「出土遺物」、そしてそれらと直接関係を有する空間からなるものをさす。

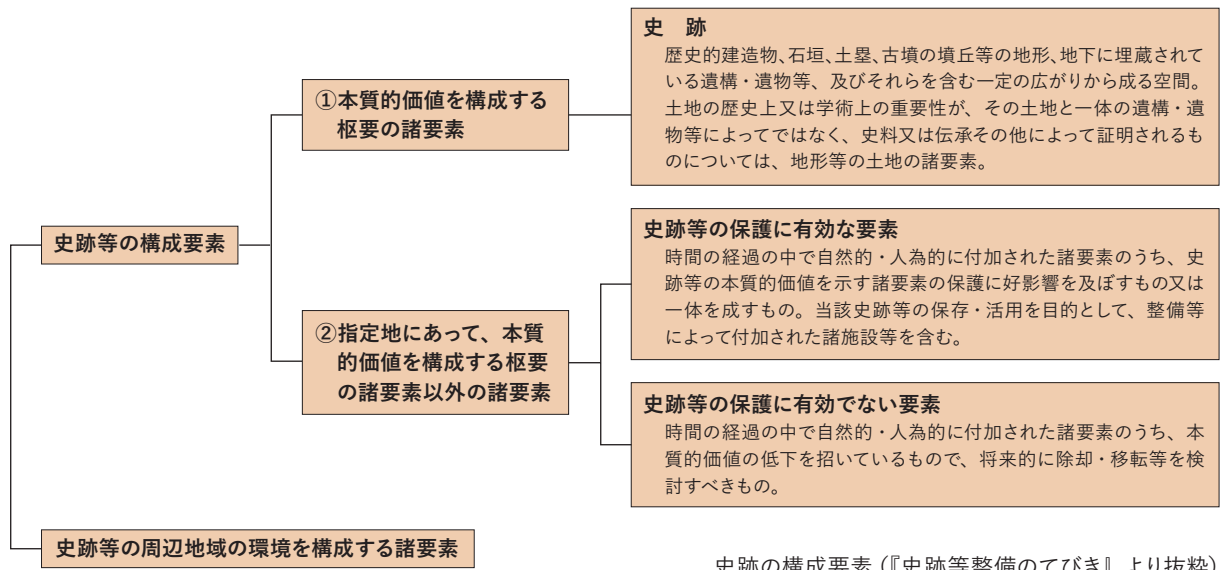


史跡の本質的価値とその構成要素（『史跡等整備のてびき』より抜粋）

史跡狭山池の場合、史跡の指定理由として「飛鳥時代に築造され、その後各時代の改修を経ながら今日まで利用が継続している灌漑用溜め池である。発掘調査等によって築造の工法、歴史的変遷も明らかとなり、飛鳥時代の木樋をはじめとする貴重な遺物も出土した。わが国古代以来の土木技術の歴史を理解する上で重要である」と総括されている。本計画の第3章において詳細に分類した「史跡狭山池の本質的価値と構成要素」については、指定の説明文（第1章第1節2に記載）をもとに検討し、導き出した。

史跡の構成要素（次頁図参照）とは、「本質的価値を構成する枢要の諸要素」「指定地内にあって本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素」「史跡の周辺環境を構成する諸要素」と定義されている。

しかし、史跡狭山池の場合、その本質的価値の説明に不可欠な要素が、史跡外にも及ぶ他、現在も利用されている治水ダムである関係上、主要な遺構の一部が移設されるなど、一般的な史跡とは異なる視点が必要となった。そのため、史跡狭山池の本質的価値については、史跡内、史跡外を含むこととし、あわせてその歴史的価値の説明に不可欠な遺物や関連資料の動産資料を構成要素とし、本質的価値については、「特有の価値」としてまとめるとともに、指定地内にあるその他の諸要素についても、指定地外を含む視点をもって「その他の要素」としてまとめた（P74～75参照）。

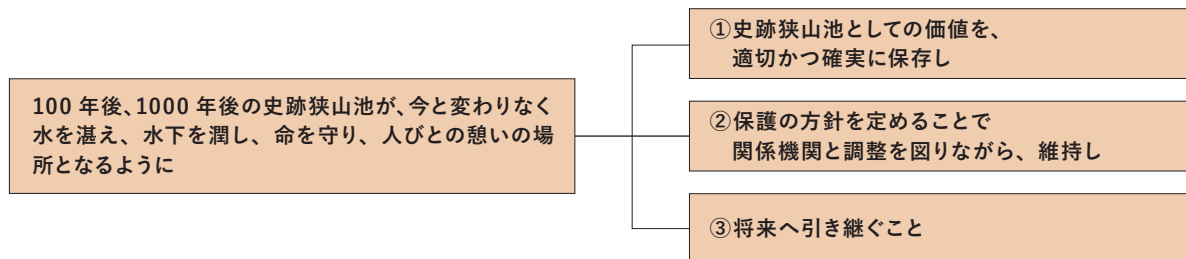


史跡狭山池の本質的価値(特有の価値)とその他の諸要素

(1) 狭山池 特有の 価値を 構成する 諸要素	A. 史跡狭山池にあって現代まで続く、歴史的背景を持つ機能的要素	狭山池の持つ「灌漑」「治水」の機能 1400年間、狭山池が利用され続けてきた根幹となる要素
	B. 狭山池と一体となって、歴史的・機能的・文化的価値を構成する諸要素	池利用などにより存在する、歴史的背景を持つ様々な要素
	C. 狭山池の歴史的価値・機能的価値の説明に不可欠な動産資料	遺構・遺物・文献史料などを含む史跡狭山池の価値の説明に不可欠な動産資料
(2) その他の 諸要素	A. 狭山池の歴史的価値・文化的価値の説明を補完する諸要素	史跡狭山池の中及び周辺にあり、現在まで続く歴史的背景を持つ機能の維持に必要な要素
	B. 現在の狭山池の機能を維持するために必要な要素及び便益施設	現在の狭山池の持つ「治水機能」「灌漑機能」を維持するために必要な要素及び便益施設
	C. 周辺の環境を構成する要素	史跡狭山池の周辺に位置し、狭山池と関連を持つ要素
	D. 保護に有効でない要素	史跡狭山池及びその周辺にあり、史跡狭山池の保護に有効でない要素

3. 保存活用計画の目的

史跡狭山池保存活用計画の策定は、以下の点を目的として策定する。



本計画策定に際しては、ダム機能、公園機能を所管する機関との調整を図るとともに、市民をはじめとする利用者が、狭山池を史跡として認識し、保護を図りながら利用できるように、まず、史跡としての価値を明確にし、次に狭山池の現状と課題を整理する。その上で、適切な保存管理のための現状変更等の取扱い基準や、今後の活用整備に関する現時点での方針を示すこととした。

本計画の策定にあたっては、狭山池が持つ各種の機能、史跡としての価値を十分に考慮し、適切な保存、活用が行えるようにしなければならない。狭山池では機能維持の様々な措置により、景観や遺構も影響を受けざるを得ない状況にある。予想される現状変更の内容を検討し、管理者等との調整を十分に図りながら保存活用をすすめる必要がある。

以上の点をふまえ、以下の5項目を本計画書の作成にあたり各章において明文化する。

- ① 史跡狭山池の特徴をふまえ、史跡指定に至るまでの歴史的経緯を明らかにする。【第1・2章】
- ② 史跡狭山池の本質的価値を明らかにし、本質的価値を構成する枢要な構成要素を明確に把握するとともに、個々の歴史的価値を適切に評価する。【第3章】
- ③ 史跡狭山池の保存管理について、現状と課題を整理し、管理団体として大阪狭山市が担う役割について、明確にする。【第4・5章】
- ④ 現在の狭山池を構成する灌漑施設、治水施設、公園施設などの様々な要素について各施設の管理者等と調整し、史跡狭山池の周辺環境も含めて、保存・管理・整備・活用に関する方向性を示す。
【第6・7・8・9章】
- ⑤ 史跡狭山池の維持管理・活用について、状況に応じた適切な保存管理方法と、現状変更等の取り扱い基準を定める。【第6・10章】

第2節 計画の対象範囲

1. 史跡狭山池の位置

狭山池は、大阪府の南部に位置する大阪狭山市の中央、北緯 34 度 30 分、東経 135 度 33 分に位置し、大和川水系の一級河川「西除川」の一部である。

史跡狭山池の指定範囲は、狭山池ダムと、周辺の狭山池公園の一部である。

本計画では、史跡狭山池の指定範囲に加え、指定地周辺の公園地、狭山池の水が影響をうける範囲も対象とする。

狭山池に流入する西除川の水源は、和泉山脈の一部を形成する天野山地区となる。川の全長 23.3km のほぼ中間地点に現在の狭山池（狭山池ダム）が位置する。また、大阪狭山市の南西部、堺市と隣接する市境辺りを水源とする三津屋川も狭山池に流入している。

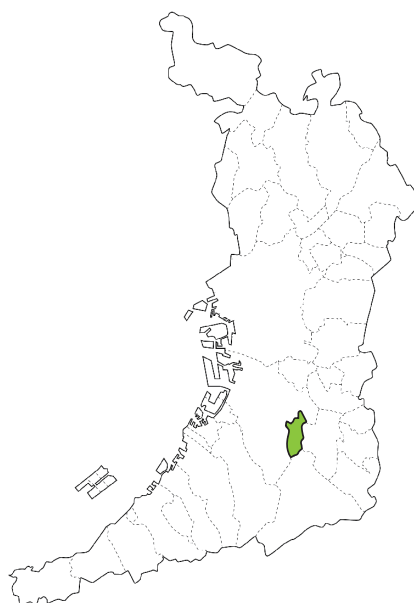
狭山池の水が流出する先は、河川と水路に分けられる。北堤の北東から流れ出る東除川は、狭山池の東除常用洪水吐（東除口）から流出する水を水源としているが、ほかにも流域の東側に広がる羽曳野丘陵を水源とする支流から流れ込む水も集めて、大和川手前で落堀川と合流し、大和川に流れ込む。また、堤北西側から流れる西除川には、狭山池を経た水が、西除常用洪水吐（西除口）から流入する他、埋設管（第二取水施設）を通して副池（第二狭山池）を経て西除川に流れ込む。西除川は、狭間川と合流して大和川に入る。

狭山池の水を農業用水として利用するための取水施設は、平成の改修の際に、従来の場所から少し東側に新設している（以下「取水塔」という）。大正・昭和の改修の際に設置した旧の取水塔は、大正・昭和の改修の前後に整備した用水幹線第一号水路へ配水するとともに、太満池へ流入し、再配水されるほか、太満池西を通る用水路を経て、西除川と合流する。狭山池の農業用水は、この後、西除川、東除川から分かれる農業用水路を経て、水下の溜め池へと流れ込む。

狭山池の灌漑範囲は、大阪狭山市および堺市東区・美原区、松原市、羽曳野市の各一部の計 331ha（平成 26 年〔2014〕4 月 1 日現在）となる。水下の都市化に伴い、その状況は変化し続けている。



大阪府の位置



大阪狭山市の位置

2. 計画の対象について

本計画の対象となる「史跡狭山池」の構成要素は、特有の価値を構成する諸要素と保存活用に必要な要素も含めて、大阪狭山市内にとどまらず、市外にも及ぶ。この点をふまえて、本計画の対象となる範囲について、次のように定義し、次章以降の計画に反映させる。

【最大の範囲】上流部は、狭山池ダムの集水流域

下流部は、狭山池の灌漑範囲

(史跡狭山池の維持継承に関して、意識の啓発・協力の働きかけを行う範囲)

【中間の範囲】狭山池の堤に立って見える範囲、堤から

500 m程度及び大阪狭山市内

(景観コントロールが必要な範囲)

【最小の範囲】史跡狭山池の範囲・狭山池公園の範囲・

埋蔵文化財包蔵地 狭山池の範囲

(構成要素の保存を図る範囲)



史跡狭山池保存活用計画の対象範囲

第3節 計画策定の経緯と計画の実施

1. 大阪狭山市狭山池総合学術調査委員会設置の経緯

狭山池は、古来より多くの文人たちを魅了し続けてきた池であり、その文化的価値は古くから知られていた。昭和16年(1941)5月14日に、史蹟名勝天然記念物等保存顕彰規程(昭和9年大阪府令第1号。後に、大阪府古文化記念物等保存顕彰規則〔昭和24年大阪府教育委員会規則第8号〕に改正)に基づき、大阪府指定史蹟名勝に指定された。

狭山池の学術調査は、大正・昭和の改修及び平成の改修に伴う文化財調査において進められた。大正・昭和の改修に伴う調査は、東樋(中樋)の伏換工事の際に、本市出身の考古学者・末永雅雄博士(後、関西大学名誉教授・大阪狭山市名誉市民)によって実施された。その成果は昭和5年(1930)3月大阪府により『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告書 第一輯』に報告され、その後工事の概要をまとめた『狭山池改修誌』にも余録として掲載された。

その後大阪府は、昭和57年(1982)の西除川の洪水を契機に、昭和63年(1988)から狭山池を治水ダム化する平成の改修に着手した。この改修に伴って、狭山池の大規模な文化財調査が実施された。事業の決定を受けて本市では、昭和60年(1985)に末永博士を委員長とする、「狭山池調査委員会」を設置し、狭山池の総合学術調査体制を整えた。末永博士退任後は、小葉田淳博士(京都大学名誉教授)が委員長を務めた。この調査委員会は、多方面の学問分野から狭山池の調査することを目的としていたため、歴史学者のほか、自然科

学者を含む多彩な委員で構成された。その後、大阪府土木部（当時）と大阪府教育委員会が協議し、昭和 62 年（1987）に「狭山池調査事務所」を設立した。本事務所の理事には、大阪府・大阪狭山市の職員のほか、狭山池調査委員会委員の多くが委嘱を受けた。本事務所では、古文書調査や地質調査など、様々な分野の調査を行い、その成果として、年度ごとに刊行される報告書のほか、『絵図に描かれた狭山池』、大正・昭和の時代の写真を集めた『狭山池写真集 ふるさとの光景』を刊行、全体的な調査報告は、『狭山池』史料編、埋蔵文化財編、論考編として刊行している。

調査終了後、狭山池調査委員会と狭山池調査事務所はそれぞれ解散し、その後、狭山池に特化した調査は実施していなかった。このため本市では、1400 年の歴史をもつ「生きた文化遺産・狭山池」を未来へと伝えるため、平成 24 年（2012）3 月に「大阪狭山市狭山池総合学術調査委員会設置要綱」（平成 24 年大阪狭山市要綱第 2 号。以下「要綱」という。）を制定し、それに基づき「大阪狭山市狭山池総合学術調査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、総合的な学術調査研究を開始した。委員には、金田章裕氏（京都大学名誉教授）、工楽善通氏（大阪府立狭山池博物館館長）、栄原永遠男氏（大阪市立大学名誉教授）、澤田正昭氏（国士舘大学教授）、服部敬氏（花園大学名誉教授）、藪田貫氏（関西大学名誉教授）を委嘱し、委員長に金田氏、副委員長に工楽氏が就任した。なお、平成 25 年（2013）3 月に委員会を市条例に基づく教育委員会の附属機関として改めて位置付け、要綱を廃止し、新たに「大阪狭山市狭山池総合学術調査委員会規則」（平成 25 年大阪狭山市教育委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）を定めた。

委員会設置後は、4 度の委員会が開催され、狭山池に関する学術的な調査報告が行われた。平成 26 年 3 月には、『大阪府史跡名勝 狭山池総合学術調査報告書』を刊行し、平成 26 年（2014）7 月には、狭山池の国史跡指定を図るため、文部科学大臣に対し意見具申書を行った。

これを受け、平成 26 年（2014）11 月、文部科学大臣の諮問機関である文化審議会は、狭山池を国の史跡にするよう答申を行い、翌平成 27 年（2015）3 月 10 日の官報告示を経て、狭山池は正式に国の史跡に指定された。

これに伴い本市では、史跡狭山池保存活用計画の策定に着手することとなり、平成 27 年（2015）3 月の第 5 回委員会において、これまでの学術的な調査研究に加え、狭山池の保存・活用についての審議を依頼し、了承された。この委員会において、環境科学、土木工学、景観等を担当する委員の増員について提案があり、第 6 回委員会において 3 名の委員の追加委嘱を行い、保存活用計画策定にむけた審議をすすめることとなった。



大阪狭山市狭山池総合学術調査委員会の様子

(1) 大阪狭山市狭山池総合学術調査委員会 規則

平成 25 年 3 月 28 日
教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪狭山市附属機関設置条例（平成 25 年大阪狭山市条例第 6 号）第 3 条の規定に基づき、大阪狭山市狭山池総合学術調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、15 名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を総理し、会務を代表する。

4 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査員)

第 6 条 委員会にその所掌事務に係る専門事項を分担させるため、必要に応じて大阪狭山市狭山池総合学術調査員（以下「調査員」という。）を置くことができる。

2 調査員は、学識経験者又は職員のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(関係者の出席)

第 7 条 委員会は、委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第 8 条 委員会は、必要があると認めるときは、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、教育部において処理する。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 6 月 26 日教育委員会規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 大阪狭山市狭山池総合学術調査委員会作業部会設置要綱

平成 27 年 6 月 26 日
教育委員会要綱第 12 号

(趣旨)

第1条 大阪狭山市狭山池総合学術調査委員会規則（平成 25 年大阪狭山市教育委員会規則第3号）
第8条第2項の規定に基づき、大阪狭山市狭山池総合学術調査委員会（以下「委員会」という。）
に設置する作業部会の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 史跡狭山池保存活用計画案の策定及び調整に関すること。
- (2) 史跡狭山池保存活用計画の策定後における、当該計画に基づく保存及び活用に関すること。

(組織)

第3条 作業部会は、作業部会会長（以下「会長」という。）及び作業部員をもって組織する。

2 会長は、教育部長をもって充てる。

3 会長は、作業部会を総理し、会務を代表する。

4 会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する作業部員がその職務を代理する。

5 作業部員は、前条に掲げる所掌事務の内容に応じ、別表に掲げる者のうちから、委員会の委員長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 作業部会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、作業部会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 作業部会の庶務は、教育部において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関して必要な事項は、委員会の委員長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（略）

(3) 大阪狭山市狭山池総合学術調査委員会委員名簿

役職	氏名	現職	専門分野	委嘱年月日
委員長	金田章裕	京都大学名誉教授・京都府特別参与	歴史地理学	平成 24 年 3 月
副委員長	工楽善通	大阪府立狭山池博物館・大阪狭山市立郷土資料館館長	考古学	平成 24 年 3 月
委員	栄原永遠男	大阪市立大学名誉教授・大阪歴史博物館館長	日本古代史	平成 24 年 3 月
委員	澤田正昭	東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター長	保存科学	平成 24 年 3 月
委員	服部 敬	花園大学名誉教授	日本近現代史	平成 24 年 3 月
委員	藪田 貫	関西大学名誉教授・兵庫県立博物館館長	日本近世史	平成 24 年 3 月
委員	上甫木昭春	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授	環境科学	平成 27 年 7 月
委員	中川 一	京都大学防災研究所教授	土木工学	平成 27 年 7 月
委員	恵谷浩子	奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室研究員	景観学	平成 27 年 7 月

2. 計画策定の経緯

第5回 平成 27 年 3 月 27 日(金)

[委員] 金田委員長・工楽副委員長・栄原委員・服部委員・澤田委員・藪田委員
 [オブザーバー] 中西副主査(大阪府教育委員会)・柏原主事(狭山池博物館)

平成 27 年 3 月 10 日の狭山池の国史跡を受けて開催。これまでの学術的な調査研究に加え、狭山池の保存・活用について審議を依頼、了承された。

- ① 環境科学や土木工学、景観等を専門とする方を委員として委嘱する。
- ② 委員以外の関係者が、委員会の場で意見を述べられるようにする。
- ③ 報告書の作成を円滑にするため、作業部会を設置する。
 上記の意見を受け、本市教育委員会では委員以外の関係者が委員会に出席して意見を述べられるように「大阪狭山市狭山池総合学術調査委員会作業部会要綱」(平成 27 年大阪狭山市教育委員会要綱第 12 号)を策定した。

第6回 平成 27 年 7 月 22 日(水)

[委員] 金田委員長・工楽副委員長・栄原委員・澤田委員・上甫木委員・中川委員・恵谷委員
 [助言者] 山下調査官(文化庁)・小笠原所長(大阪府富田林土木事務所)・田中課長補佐(大阪府都市整備部)
 [オブザーバー] 富井課長補佐(大阪府富田林土木事務所)・中西副主査(大阪府教育委員会)・植田副館長(狭山池博物館)

史跡の保存活用計画策定に向けた検討をすすめるため、上甫木昭春氏(大阪府立大学大学院教授)、中川一氏(京都大学教授)、恵谷浩子氏(奈良文化財研究所研究員)を委員として委嘱。

[検討内容]

- ① 史跡を構成する諸要素の分類
- ② 保存活用計画書の目次案

第7回 平成27年12月14日(月)

[委員] 金田委員長・工楽副委員長・栄原委員・澤田委員・服部委員・藪田委員・恵谷委員
[関係者] 小笠原所長(大阪府富田林土木事務所)・長谷川所長(大阪府南河内農と緑の総合事務所)・佐渡主査(大阪府都市整備部)
[オブザーバー] 赤井室長(大阪府南河内農と緑の総合事務所)・富井課長補佐(大阪府富田林土木事務所)・中西副主査(大阪府教育委員会)

[検討内容]

- ① 市内の文書群の取り扱いについては、展示や活用に資するよう努めるが、活用や公開の定義、申し出のあったものの受け入れ方法など、課題がある。市外の文書群の取扱いは、検討を要する。
- ② 社会状況調査の目的、設問に関する検討。
- ③ 文化財調査は、データ更新をする必要がある。「何年ごとにデータの更新を行う」等の情報が必要。
- ④ 狭山池には、「治水」「利水」(灌漑)のほかに、「環境」について。
- ⑤ 全体的な表記方法を再検討されたい。また、保全・活用・整備等、文言の順序や定義が定まっていない。
- ⑥ 歴史文化基本構想の進捗について。

第8回 平成28年5月10日(火)

[委員] 金田委員長・工楽副委員長・栄原委員・澤田委員・藪田委員・上甫木委員・中川委員・恵谷委員
[オブザーバー] 中西主査・木村技師(大阪府教育庁)・植田副館長(狭山池博物館)

- ① 市内の文書群の取り扱いについては、展示や活用に資するよう努めるが、活用や公開の定義、申し出のあったものの受け入れ方法など、市外の文書群の取り扱いについては、検討を要する。
- ② 社会状況調査は、何を目的とする調査なのかを明確にすることで、必要な設問が決定する。また、継続調査として、市民全体に対するアンケートを実施してもよい。

第9回 平成28年9月15日(木)

[委員] 金田委員長・工楽副委員長・栄原委員・澤田委員・上甫木委員・中川委員
[関係者] 山下調査官(文化庁)・久保所長(大阪府富田林土木事務所)・青山所長(大阪府南河内農と緑の総合事務所)・山下総括主査(大阪府都市整備部)
[オブザーバー] 小林課長補佐(大阪府富田林土木事務所)・赤井室長(大阪府南河内農と緑の総合事務所)・森屋参事・中西総括主査(大阪府教育庁)・小林主査(堺市文化観光局)・芝田課長(松原市教育委員会)・吉澤参事(羽曳野市教育委員会)・植田副館長(狭山池博物館)

[検討内容]

- ① 史跡内の構成要素の検討(継続)。水・松・桜などを構成要素に入れる事に決定。史跡外、市外の構成要素の取り扱いについて検討。規制ではなく、協力を求める形での連携を依頼することで構成要素に追加することに合意。
- ② 市の観光戦略や歴史文化基本構想・学習環境拠点・まちづくり構想等を考慮に入れた活用計画を講じてもよい。活用の章を独立させ、保存・活用・整備をそれぞれ単独の章として記載する方がよい。狭山池のように保存が十分に担保されている場合、活用に重きを置いて記載することも可能。
- ③ 狭山池利用状況アンケート調査(案)について、質問の方法としては以下の3点が必要。現状認識、現状の評価、将来への展望これらを聞くことで充実した回答が得られる。別にオーディエンスを集めて実施することで、おもしろい結果が得られる。そうすることで潜在的な需要を喚起することができる。

第10回 平成29年2月13日(月)

[委員] 金田委員長・工楽副委員長・栄原委員・澤田委員・上甫木委員・中川委員
[関係者] 山下総括主査(大阪府都市整備部河川室河川整備課地域河川・ダムグループ)・青山所長(大阪府南河内農と緑の総

- ① 狭山池は、現在は都市公園法に基づく都市公園。本市の公園緑地グループが管理を行っている。そのため、史跡公園とはいえない。現状の都市公園を活かしつつ史跡を中心とした活用をめざしたい。
- ② 史跡区域の外側の、隣接・連続する部分も入る本計画において策定する「活用」の対象範囲をどこまで広げて

合事務所)・森岡課長(大阪府富田林土木事務所建設課)・小林グループ長(大阪府富田林土木事務所建設課河川砂防グループ)・[オブザーバー] 赤井室長(大阪府南河内農と緑の総合事務所)・木村技師(大阪府教育庁)・池田主査(大阪府富田林土木事務所建設課河川砂防グループ)・植田副館長(狭山池博物館)

第11回 平成29年5月31日(水)

[委員] 金田委員長・工楽副委員長・栄原委員・澤田委員・藪田委員・上甫木委員・恵谷委員

[関係者] 山下調査官(文化庁)・下村室長(大阪府都市整備部)・森岡課長(大阪府富田林土木事務所建設課長)

[オブザーバー] 久保総括主査(大阪府都市整備部)・池田主査(大阪府富田林土木事務所)・原田技師(大阪府教育庁文化財保護課)・吉井副館長・西川学芸員(狭山池博物館) 市 : 田中課長(公園緑地)・田中次長(政策推進部)・森課長(広報・魅力発信)

考えるのか、整理が必要。

- ③ 第3章の個々の要素の詳細・総括的な記述・第4章の冒頭に前章末の総括の順に記述し、それを受けて基本方針が導き出される形にした方がよい。

第4章の(2)で保存、維持管理の方法と現状変更の取り扱い、(3)は法令等による規定、(4)は現状変更等の手続きが記載されており、現状変更にこだわりがあるように感じる。できれば、維持管理の方法までをまとめて、それ以下に、現状変更の取り扱いというなかで法令や手続きを記載する方法の方がわかりやすい。構成要素の表番号も、現状変更の表に入っていた方がわかりやすい。

- ① 「保存活用計画」の目的についての確認

古代以来伝えられた史跡狭山池を、今後も長く保存する。史跡狭山池として、市民の将来・次世代にわたって活用する。目的のための方策の方向性、史跡の価値を減ることなく、むしろ高める方向を目指す。ダムとしての機能との調和を図る。史跡本体の保存はもとより、史跡を取り巻く環境も重視する。大阪狭山市域を対象とするが、流域自治体の理解も求める。史跡・重文等の指定文化財以外の関連文化財も視野に入れる。都市公園としての機能との調和を図る。

- ② 第4章第2節周辺環境と保全と景観では、狭山池の周辺景観が大事ということを、根拠を作って明示する必要がある。一番外側の景観を含めた周辺環境に関しては、ここだけでは方向性は決められないので理念的に方向性を示すとよい。狭山池の流域図のように周辺環境を考えるのであれば、最初で包括的な考え方を明示すべき。地図から読み取れる水下的ネットワークをどう書き込むか検討が必要。今も現存する水下的ネットワークに関する保存活用の可能性・方針など言及が必要。

- ③ 史跡の拡大を視野に入れ、都市計画審議会と連携し、狭山池の史跡としての価値を守り、高める施策を市として準備していく必要がある。本計画では理念的なことを書き、具体的なことは都市計画で審議してもらうのがよい。管理団体が担う問題の視点と、指定範囲を広げていく視点で見るのでは考え方が違う。管理保護団体からの視点として書くのがよい。

- ④ 現状と課題について、もう少し分析が必要。史跡狭山池の大きな方向性、大綱を示す部分が構成上必要。利水受益にあわせて治水受益も中に入れる。史跡指定の区域と堤防の裾まで含めた河川区域、保全区域(河川区域から9m)はある程度行政の担保性がある。河川区域の中も、土木事務所と調整して書いてもよい。

第12回 平成29年10月5日(木)

[委員] 金田委員長・工楽副委員長・栄原委員・澤田委員・藪田委員・上甫木委員・恵谷委員
[関係者] 下村室長(大阪府都市整備部河川室長)、森岡課長(大阪府富田林土木事務所建設課長)

[オブザーバー] 久保総括主査(大阪府都市整備部河川室)・池田主査(大阪府富田林土木事務所)・中西総括主査・原田技師(大阪府教育庁文化財保護課)・吉井副館長・西川学芸員(狭山池博物館) 市: 田中課長(公園緑地)

- ① 「文化遺産 狭山池」という用語について、「史跡 狭山池」を含む、上位概念として利用する。
- ② 「歴史的景観を含めて」という用語の使い方について、「第6章第3節歴史的景観と周辺環境」にあわせて本文の構成を変更する。
- ③ 「体制図」は、関連が複雑なため、段階に分けて作り直す。
- ④ 狭山池の現状について、現在の狭山池にどれだけの負荷がかかっているかを知る必要がある。現在の活用状況が負荷かどうか把握し、計画に反映する必要がある。
- ⑤ アンケート等の現状把握についていろいろな側面を、上手に統合できるかが重要。
- ⑥ 史跡狭山池保存活用計画書の対象範囲について、最小の範囲は史跡狭山池に限定し、中間の景観コントロールの範囲は他都市の事例(最近の主流は500m)の確認が必要。
- ⑦ 今日付加価値は、文化財としての価値・文化的景観としての価値・変化の可能・不可能を章立て等で分けて考える。河川としての活用と史跡としての活用は、別の概念として考え、史跡の価値との整合が必要。
- ⑧ 博物館との連携について位置づけが必要。

第13回 平成29年12月4日(月)

[委員] 金田委員長、工楽副委員長、栄原委員、澤田委員、藪田委員、上甫木委員
[関係者] 下村室長(大阪府都市整備部)、森岡課長(大阪府富田林土木事務所建設課長)、白井参事兼課長(富土地域支援・企画課)、森屋課長(大阪府教育庁文化財保護課)
[オブザーバー] 北村副主査(府河川)、池田主査(富土建設課)、阪田課長補佐(富土地域支援・企画課)、吉井副館長(狭山池博物館)、西川学芸員(狭山池博物館)

- ① 掲載図面等について掲載図面はA4またはA3の折り込みとし、付図・CDの添付はしない。ホームページから図面をダウンロードできるように設定する。
- ② 構成要素の一覧の掲載について主要な構成要素のみを掲載し、樹木・柵などは概要のみにとどめ、詳細は内部資料として活用する。
- ③ 管理運営体制の組織図・連絡体制について活用・事業推進と現状変更に関する組織図・連絡体制を示す図面を追加する。
- ④ 視点場と半径500mの範囲について「第6章第3節歴史的景観と周辺環境の課題」に、6か所の視点場を設定して各所の概要を追記。また、それを示す図及び写真を添付。
- ⑤ 下層東樋埋設模式図を追加
- ⑥ 植物相図を追加

3. 計画の実施

本計画は、平成30年(2018)4月1日より実施する。

第4節 他計画との関係

1. 関係法令

(1) 文化財関係法令

- A 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- B 文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）
- C 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）
- D 大阪府文化財保護条例（昭和 44 年大阪府条例第 5 号）
- E 大阪府文化財保護条例施行規則（平成 5 年大阪府教育委員会規則第 3 号）
- F 大阪狭山市文化財保護条例（平成 18 年大阪狭山市条例第 43 号）
- G 大阪狭山市文化財保護条例施行規則（平成 19 年大阪狭山市教育委員会規則第 4 号）

(2) 景観関係法令

- A 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- B 景観法施行令（平成 16 年政令第 398 号）
- C 景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号）
- D 大阪府景観条例（平成 10 年大阪府条例第 44 号）
- E 大阪府景観条例施行規則（平成 11 年大阪府規則第 54 号）

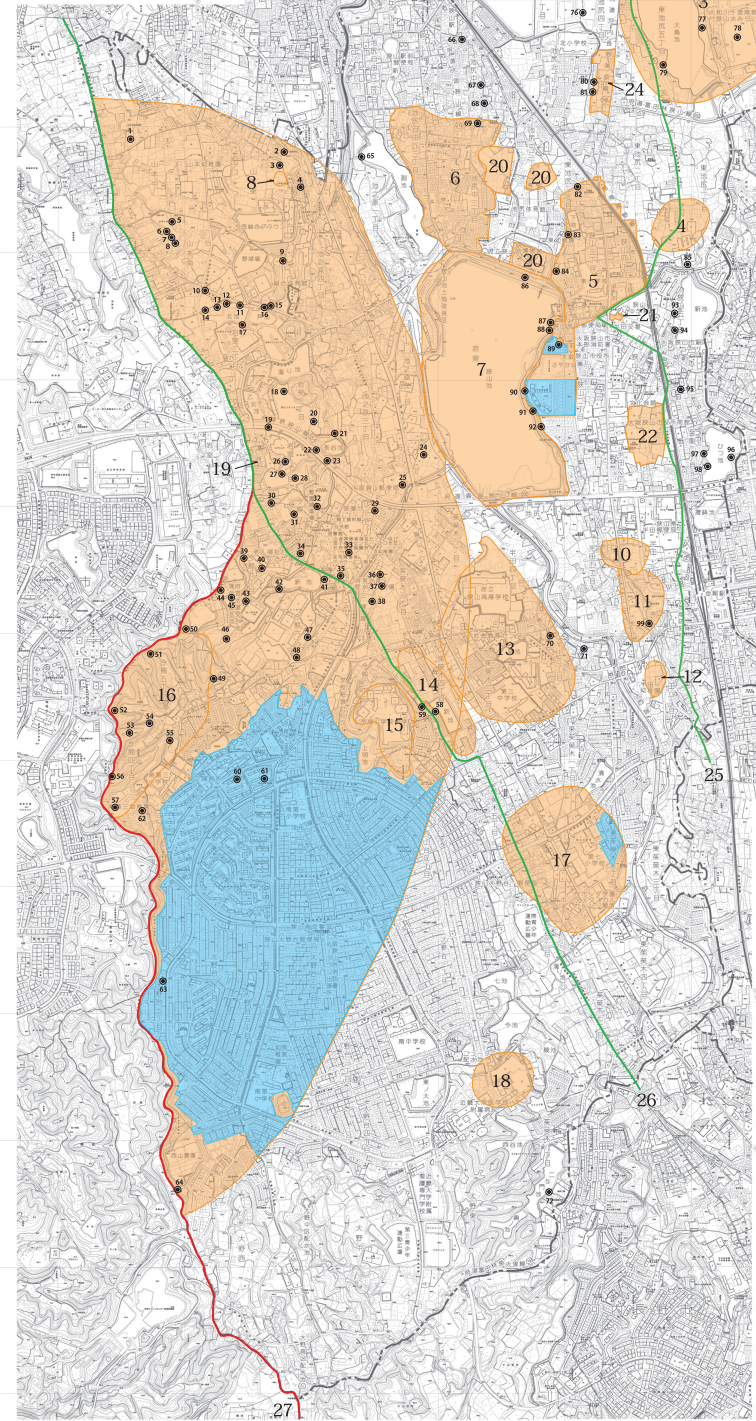
(3) 河川関係法令

- A 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
 - 第 14 条第 1 項（河川管理施設の操作規則）
大阪府では狭山池ダムの操作規則について別途、定めている。
 - 第 24 条（土地の占用の許可）
河川区域内の土地を占用しようとする者は河川管理者の許可を得なければならない。
 - 第 26 条（工作物の新築等の許可）
河川区域内の土地に置いて工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、河川管理者の許可を得なければならない。
 - 第 20 条（河川管理者以外の物の施行する工事等）
河川管理者以外の者は河川管理者の承認を受けて河川工事又は河川の維持を行うことができる。
- B 河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）
- C 河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）
- D 河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）
- E 大阪府河川管理規則（昭和 40 年大阪府規則第 28 号）

大阪狭山市埋蔵文化財分布図

平成二十六年三月印刷

平成二十六年三月編纂



●大阪狭山市埋蔵文化財包蔵地一覧表

番号	遺跡名	種別	時代
1	東野遺跡	集落跡	中世
2	東野廃寺	社寺跡	奈良から中世
3	大鳥池遺跡	散布地	縄文
4	東池尻遺跡	集落跡	中世
5	狭山藩陣屋跡	城館跡	近世
6	池尻城跡	城館跡	中世
7	狭山池	その他	古墳から近世
8	狐塚古墳	古墳	古墳
9	寺ヶ池遺跡	散布地	縄文・弥生
10	半田城跡	城館跡	中世
11	狭山神社遺跡	社寺跡	平安
12	東村遺跡	集落跡	縄文から中世
13	半田遺跡	集落跡	弥生から近世
14	新池遺跡	散布地	縄文
15	西山遺跡	集落跡	縄文から中世
16	金蔵寺跡	社寺跡	平安
17	菜葉木北遺跡	散布地	縄文
18	菜葉木遺跡	散布地	弥生
19	陶邑窯跡群	生産遺跡	古墳
20	池尻遺跡	集落跡	古墳から中世
21	狭山新宿遺跡	集落跡	近世
22	半田北遺跡	散布地	平安
23	東野中遺跡	集落跡	古墳から中世
24	庄司庵遺跡	散布地	古墳・中世
25	中高野街道	街道	平安から近世
26	西高野街道	街道	平安から近世
27	天野街道	街道	中世・近世

●須恵器窯一覧表

地区	番号	略号	名称	地区	番号	略号	名称
1	MT252		山本1号窯	51	MT72		
2	MT261			52	MT260		
3	MT43			53	MT74		
4	MT42			54	MT256		
5	MT57			55	MT75		
6	MT310			56	MT2		
7	MT309			57	MT262		
8	MT258			58	MT314		西山1号窯
9	MT69			59	MT315		西山2号窯
10	MT259			60	MT79		
11	MT12			61	MT80		
12	MT13			62	MT263		
13	MT14			63	MT264		
14	MT15			64	MT257		
15	MT49			65	MT316		割池西窯
16	MT49			66	MT317		池尻中1号窯
17	MT54			67	MT318		池尻中2号窯
18	MT11			68	MT319		池尻中3号窯
19	MT10			69	MT320		池尻中4号窯
20	MT60			70	MT321		半田1号窯
21	MT59			71	MT322		半田2号窯
22	MT58			72	MT323		二馬門池東窯
23	MT57			73	SY7		東野新池北窯
24	MT311		池之原1号窯	74	SY18		東野中1号窯
25	MT312		池之原2号窯	75	SY1		太雲池北窯
26	MT3			76	SY2		大鳥池南窯
27	MT4			77	SY3		大鳥池東窯
28	MT255			78	SY4		へち池窯
29	MT313		今瓶1号窯	79	SY24		大鳥池西窯
30	MT265			80	SY19		東池尻5号窯
31	MT56			81	SY20		東池尻4号窯
32	MT19			82	SY17		東池尻3号窯
33	MT51			83	SY16		東池尻2号窯
34	MT254			84	SY15		東池尻1号窯
35	MT50			85	SY21		東池尻4号窯
36	MT52			86	SY22		狭山池1号窯
37	MT48			87	SY6		狭山池2号窯
38	MT53			88	SY23		狭山池3号窯
39	MT46			89	SY27		狭山池5号窯
40	MT47			90	SY11		狭山池4号窯
41	MT30			91	SY12		須恵器散布地地点
42	MT31			92	SY13		須恵器散布地地点
43	MT45			93	SY5		池尻新池北窯
44	MT66			94	SY25		池尻新池南窯
45	MT44			95	SY9		金剛1号窯
46	MT78			96	SY26		ひつ池東窯
47	MT65			97	SY28		ひつ池西2号窯
48	MT77			98	SY8		ひつ池西窯
49	MT76			99	SY10		半田3号窯
50	MT73						

※遺跡内での工事については、「文化財保護法」にもとづく届出と協議が必要です。
※遺跡の隣接地においても、開発の規模などによっては、届出を必要とする場合があります。
※この分布図は、今後の調査に伴って遺跡の追加・範囲の変更があります。

平成26年3月31日 現在

凡例	埋蔵文化財包蔵地
	須恵器窯跡
	街道
	発掘届不要地(●須恵器窯跡を除く)

国際航業株式会社調製

大阪狭山市教育委員会編集発行

(4) 都市公園関係法令

- A 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- B 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）
- C 都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）
- D 大阪府都市公園条例（昭和 32 年大阪府条例第 30 号）
- F 大阪府都市公園条例施行規則（昭和 33 年大阪府規則第 18 号）
- G 大阪狭山市都市公園条例（昭和 54 年 7 月 2 日大阪狭山市条例第 12 号）
- H 大阪狭山市都市公園条例施行規則（昭和 54 年 7 月 2 日大阪狭山市規則第 6 号）

(5) 自然公園関係法令

- A 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
- B 自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号）
- C 自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）
- D 大阪府自然公園法施行細則（平成 12 年大阪府規則第 158 号）

(6) 砂防指定地関係法令

- A 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
- B 砂防法施行規程（明治 30 年勅令第 382 号）
- C 大阪府砂防指定地管理条例（平成 15 年大阪府条例第 7 号）
- D 大阪府砂防指定地管理規則（昭和 53 年大阪府規則第 50 号）

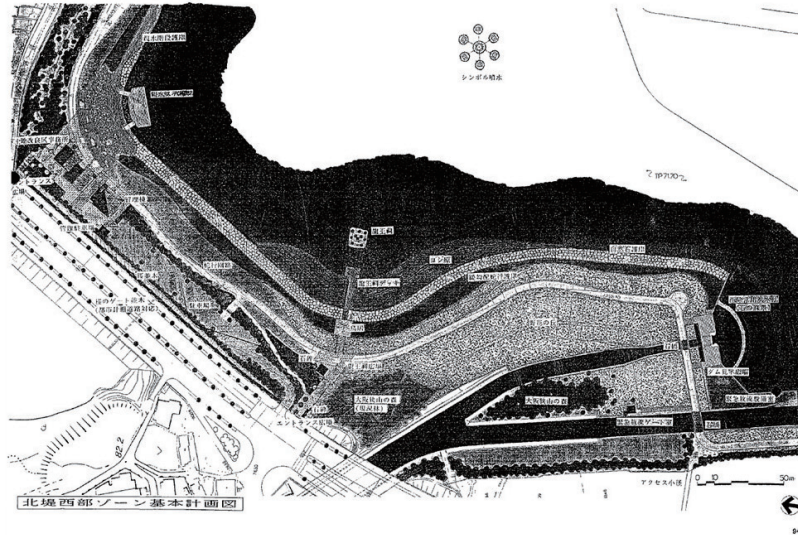
(7) 宅地造成工事規制区域関係法令

- A 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
- B 宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）
- C 宅地造成等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）
- D 大阪府宅地造成等規制法施行細則（昭和 38 年大阪府規則第 25 号）

(8) 鳥獣保護区関係法令

- A 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）
- B 大阪府鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則（平成 13 年大阪府規則第 70 号）

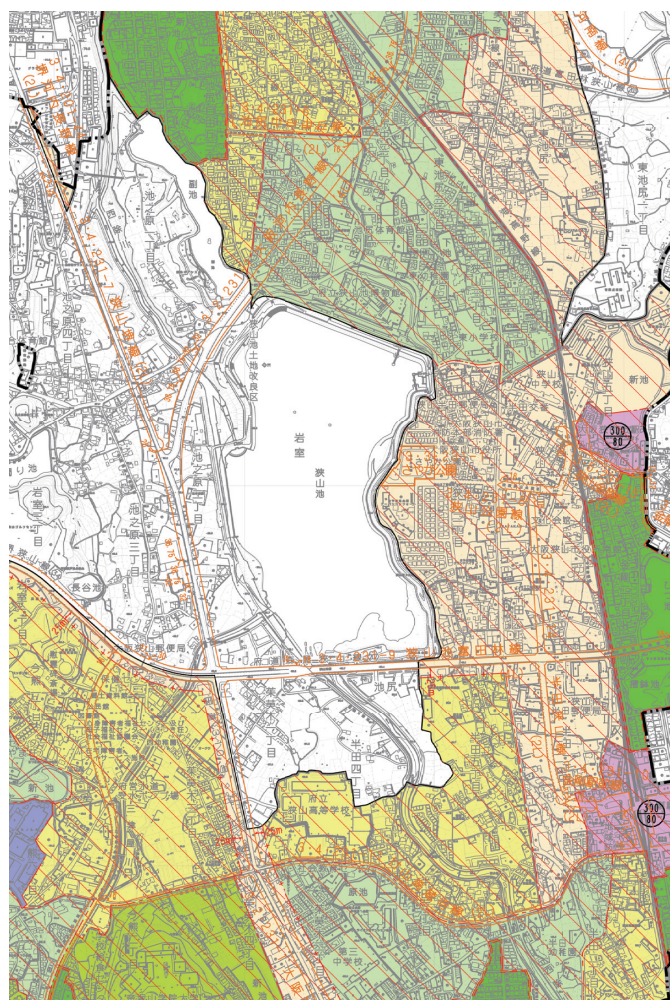
2. 関係計画



狭山池ダム景観基本計画図 (部分)
狭山池ダム景観整備基本計画に描かれた、ダム化工事時の周辺整備計画図。
ダム化工事の際には、狭山池の景観に配慮した整備が行われた。

景観整備構想 (狭山池ダム景観委員会)	昭和 63 年度	大阪府
景観整備基本計画 (狭山池ダム景観計画策定委員会)	平成 3 年 9 月	大阪府
地域に開かれたダム整備計画	平成 6 年 2 月	大阪府
狭山池ダム植栽基本計画	平成 9 年	大阪府
狭山池ダム景観整備基本設計	平成 11 年 2 月	富田林土木事務所
おおさか農政アクションプラン	平成 24 年 3 月	大阪府環境農林水産部
南河内農とみどりのミュージアム推進構想	平成 28 年 3 月	大阪府南河内農とみどりの総合事務所
大阪府新農林水産業振興ビジョン『食とみどりの取り組み方向』	平成 24 年 3 月	大阪府
環境農林水産部観光戦略アクションプラン	平成 18 年 3 月	大阪府環境農林部
今後の治水対策の進め方	平成 22 年 6 月	大阪府
今後の治水対策の進め方 (補足資料)	平成 25 年 3 月	大阪府
近年の降雨を踏まえた取り組みについて (答申)	平成 28 年 2 月	大阪府河川整備審議会
大阪府河川整備基本方針・河川整備計画 (内大和川水系)	平成 25 年 11 月	国土交通省近畿地方整備局
大和川水系河川整備基本方針	平成 19 年 8 月	国土交通省河川局
大和川水系河川整備計画 (国管理区間) 概要版	平成 21 年 3 月	
国土交通省近畿地方整備 大和川水系西除川ブロック河川整備計画	平成 17 年 4 月	大阪府
大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例	平成 20 年 4 月	大阪府
農空間保全地域制度	平成 20 年 4 月	大阪府
都市農業振興基本法	平成 27 年 4 月	農林水産省
大阪狭山市農業経営基盤強化推進基本構想	平成 21 年 12 月	大阪狭山市
大阪府ため池防災・減災アクションプラン	平成 27 年 11 月	大阪府
土地改良長期計画	平成 24 年 3 月	農林水産省
災害対策基本法 (改正)	平成 26 年	内閣府
防災基本計画 (修正)	平成 29 年 4 月	内閣府

国土強靱化基本計画	平成 26 年 6 月	内閣官房
大阪府地域防災計画（修正）	平成 29 年 11 月	大阪府
大阪府水防計画		大阪府
大阪の成長戦略		大阪府
新・大阪府地震防災アクションプラン（改訂）	平成 28 年 2 月	大阪府
大阪府河川整備基本方針		大阪府
大阪府河川整備長期計画	平成 27 年 3 月	大阪府
大阪府大和川水系西除川ブロック河川整備計画	平成 17 年 4 月	大阪府
大阪府都市計画区域マスタープラン	平成 23 年 3 月（平成 28 年 3 月一部改定）	
大阪狭山市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）	平成 22 年 3 月	大阪狭山市
第四次大阪狭山市総合計画	平成 23 年 3 月	大阪狭山市
大阪狭山市都市計画マスタープラン	平成 23 年 3 月	大阪狭山市



凡 例	
— — — — —	市 町 村 界
— — — — —	市 街 化 区 域 界
— — — — —	都 市 計 画 道 路
— — — — —	都 市 計 画 公 園
— — — — —	用 途 地 域 界 線
— + —	道路幅よりの後退による見通し線
— — — — —	建 ぺい 率・容 積 率 界 線
— — — — —	第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域 の 外 壁 の 後 退 距 離 の 表 示 (1 m)
— — — — —	準 防 火 地 域
— — — — —	第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域
— — — — —	第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域
— — — — —	第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域
— — — — —	第 1 種 住 居 地 域
— — — — —	第 2 種 住 居 地 域
— — — — —	近 隣 商 業 地 域
— — — — —	準 工 業 地 域
⊙	上 段 ・ 容 積 率
⊙	下 段 ・ 建 ぺい 率

大阪狭山市用途地域図

大阪狭山市教育振興基本計画	平成 27 年 3 月	大阪狭山市教育委員会
大阪狭山市総合戦略	平成 27 年 3 月	大阪狭山市
大阪狭山の豊かな文化芸術を育むビジョン	平成 27 年 3 月	大阪狭山市
第四次大阪狭山市総合計画 後期基本計画	平成 28 年 3 月	大阪狭山市
大阪狭山市みどりの基本計画	平成 30 年 3 月（改訂予定）	大阪狭山市